

秦野市個人情報保護条例の一部を改正することについて

秦野市個人情報保護条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 29 年 6 月 8 日提出

秦野市長 古 谷 義 幸

提案理由

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正により、情報提供等の記録に「秦野市個人番号の利用事務を定める条例」に規定する事務についての他の地方公共団体との情報連携の記録を含めることとするとともに、条例で引用する同法の条項に移動が生じたため、改正するものであります。

秦野市個人情報保護条例の一部を改正する条例

秦野市個人情報保護条例（平成17年秦野市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「第2項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）」を加える。

第32条の2中「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の次に「又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」を加える。

第33条第1項第1号オ中「番号法第28条」を「番号法第29条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 27 号 秦野市個人情報保護条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。</p> <p>(1) - (7) (略)</p> <p>(8) 情報提供等記録 番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項 <u>(これらの規定を番号法第 26 条において準用する場合を含む。)</u>に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(9)・(10) (略)</p> <p>(情報提供等記録の提供先への通知)</p> <p>第 32 条の 2 実施機関は、訂正決定による情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第 19 条第 7 号に規定する情報照会者若しくは <u>情報提供者又は同条第 8 号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者</u> (その訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、その実施機関以外のものに限る。) に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(利用停止を請求する権利)</p> <p>第 33 条 何人も、実施機関が保有する自己の保有個人情報 (情</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。</p> <p>(1) - (7) (略)</p> <p>(8) 情報提供等記録 番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(9)・(10) (略)</p> <p>(情報提供等記録の提供先への通知)</p> <p>第 32 条の 2 実施機関は、訂正決定による情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第 19 条第 7 号に規定する情報照会者 <u>又は</u> 情報提供者 (その訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、その実施機関以外のものに限る。) に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(利用停止を請求する権利)</p> <p>第 33 条 何人も、実施機関が保有する自己の保有個人情報 (情</p>

報提供等記録を除く。)が次の各号のいずれかに該当すると判断するときは、その実施機関に対してそれぞれの各号に定める処置の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。

- (1) 次のいずれかに該当するとき。その保有個人情報の利用の停止又は消去  
ア-エ (略)  
オ 番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき。
- (2) (略)

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報提供等記録を除く。)が次の各号のいずれかに該当すると判断するときは、その実施機関に対してそれぞれの各号に定める処置の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。

- (1) 次のいずれかに該当するとき。その保有個人情報の利用の停止又は消去  
ア-エ (略)  
オ 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき。
- (2) (略)

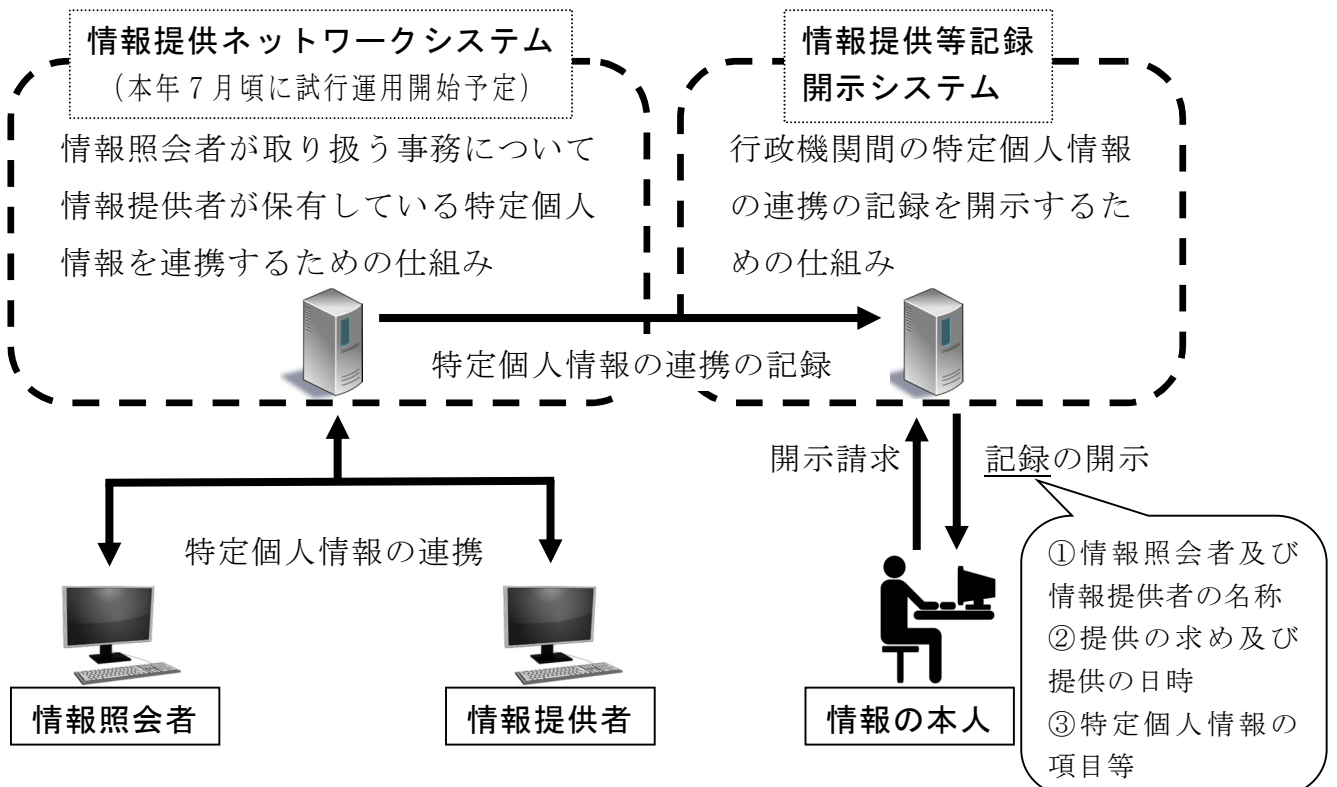
秦野市個人情報保護条例の一部を改正することについて

1 改正の趣旨

平成 27 年 9 月に個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の一部を改正する法律が公布され、同日から段階的に施行されていますが、そのうち、本年 5 月 30 日に施行された番号法の規定により、条例（本市においては、秦野市個人番号の利用事務を定める条例）に基づき独自に個人番号を利用する場合においても、情報提供ネットワークシステムを利用した情報の照会・提供事務が可能となりました。

このことに伴い、情報提供等の記録に条例で規定した独自利用事務についての他の地方公共団体との情報連携の記録を含めることとするとともに、その記録を訂正した場合において、番号法に規定された事務と同様、その訂正した旨を総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に通知する規定を新たに追加する必要が生じたため、秦野市個人情報保護条例の一部を改正するものです。

2 情報提供ネットワークシステム及び情報提供等記録開示システムの概要



### 3 改正案の主な内容

#### (1) 情報提供等記録の定義の見直し

情報提供等記録の定義において、条例事務<sup>※1</sup>で情報をやり取りした記録も含むものとします。〈改正部分：第2条〉

##### 【条例事務<sup>※1</sup>】

- ・ 秦野市個人番号の利用事務を定める条例で定める事務のうち、国の個人情報保護委員会の定める要件を満たし、承認を受けた事務（小児等医療費助成事務等）

#### (2) 通知先の追加

法定事務<sup>※2</sup>と同様に、条例事務についても、情報提供等記録（情報のやり取りを行った際の項目や日時などの記録）の訂正を行った場合に、総務大臣及び条例事務関係情報照会者<sup>※3</sup>又は条例事務関係情報提供者<sup>※4</sup>に訂正の事実を通知する規定を追加します。〈改正部分：第32条の2〉

##### 【法定事務<sup>※2</sup>】

- ・ 番号法別表第2の第2欄に掲げる事務（生活保護事務等）

##### 【条例事務関係情報照会者<sup>※3</sup>】

- ・ 条例事務について情報照会をする者

##### 【条例事務関係情報提供者<sup>※4</sup>】

- ・ 条例事務関係情報照会者に対し、条例事務を処理するために必要な特定個人情報を提供する者

#### (3) 引用条項の移動

番号法で移動のあった引用条項を改めます。〈改正部分：第33条〉

### 4 施行期日

公布の日